

広島県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十六年七月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年七月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

竹原吉名線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	新	旧			
竹原市吉名町字身ノ越五〇三番一地从先から 東広島市安芸津町木谷字淀一三七三番一地从先 一般国道一八五号交点まで		一三・〇〇〇 六八・〇〇〇	―	―	―	区域延伸
東広島市安芸津町木谷字菅谷二七七九番一地从先から 竹原市吉名町字東浦尻三三三番地先まで		九・〇〇〇 四〇・〇〇〇	―	八六六・二〇	―	区域延伸 一般国道二八 五号と重複